

指導案～民主主義ってなんだろう～【公民科（政治・経済）】

- ✓ 目標： ①独裁制の問題点②多数決の問題点を検討して憲法と民主制について考える
- ✓ 教材： 配布資料、ワークシート、憲法条文
- ✓ 事前準備： 配布資料を読んできてもらう

(指導要領)：45分授業の進行案

| | 学習内容・活動 | 教師○、GT●の役割 | 配分 |
|-----|---|--|-----|
| 導入 | (1) GTの紹介 (2) 身近な法律 ・祝祭日に関する法律、消費税法の意義について理解すると同時に、本時の学習内容を把握する | ○私たちの生活が法律によって成り立っていることに気づかせる。 | 5分 |
| 展開 | (1) 国会の地位 ・国権の最高機関 ・唯一の立法機関 ◆ワークシート事例1 (王政の横暴) | ●「国権の最高機関」の意味、憲法と法律の違いについてGTから説明してもらう。 ○班で議論させ結論を発表させる ●コメント | 10分 |
| | (2) 国会の権限 ・立法権 ・法の意義 ・法は絶対か | ●調整的正義、配分的正義の違いについて | 5分 |
| | (4) 法律は絶対に守らなければならないかを考える (5) 議会制民主主義の意義と限界 多数決は絶対なのか、その弊害に気づく ◆ワークシート事例2 (多数決の限界) | ○班で議論させ結論を発表させる ●コメント | 15分 |
| | (5) 最近制定された法の懸案事項について考える | ●特定秘密保護法案の必要性和懸案事項についてGTから捕捉してもらう。 | 5分 |
| まとめ | (1) 民主主義は時間がかかる | ●議論をすることは時間がかかるが、それを放棄することは権力者に服従することにも繋がることを意識させる。 | 5分 |

「憲法と民主主義」ワークシート

<事例1>

X王国では、王様がすべてのルールを決めています。

王様「ワールドカップが大詰めじゃな。わしはメッシの大ファンじゃ。明日のブラジル対アルゼンチンの決勝は、みなでアルゼンチンを応援するように。ブラジルを応援したり、決勝を見ない者は、見つけ次第逮捕する！」

Yさん「え?!俺はネイマールのファンなのに。でも逮捕されるのは嫌だから、アルゼンチンを応援するしかないのかな。」

Zさん「そもそも私サッカーに興味ないんだけど..」

Q1 日本では誰がルールを決めているでしょう?

()

Q2 日本で、「応援ルール」が決まったとして、私たちはそれに対してどんなことができるでしょう?

()

<事例2>

日本は、平成30年時点で65歳以上が人口比28%を超えました。令和x年の年齢比率は、60歳以上40%、59歳~35歳が30%、34歳~15歳が20%、14歳~0歳が10%となっています。

そこで、「60歳以上は年金を1割上げる」こと、不足財源として以下の2案が検討されています。

1案「働いている15歳以上59歳以下に1割の特別税をかけてまかなう。」

2案「働いている15歳以上35歳以下に2割の特別税をかけてまかなう。」

Aさん(65)「我々が人口が一番多いんだから、余裕ができれば景気回復に直結します。」

Bさん(45)「我々世代は子育てで一番苦しい。増税なんてとんでもない。でも年金はもうすぐもらえるから増額はいいかも。」

Cさん(25)「これで増税されたら結婚や子供なんて絶対無理!!」

Q1 この場合の法案成立の条件が以下の方法だった場合、法案は成立するでしょうか?また、どの案が採用されるのでしょうか?

・全員一致の場合 ()

・過半数多数決の場合 ()

・相対的多数決の場合 ()

Q2 Cさん世代の意見を反映させるためにはどうしたらよいでしょう?

()

事例作成のねらい

- 事例1 サッカーの応援を強制されたら？
 - 専制君主制の問題:「いい王様」の時はいいが、「悪い王様」の時どうする？
 - 憲法の意義:主権者(国民)の統治権力に対する命令書／契約書
 - 思想や表現の自由＝憲法で守られている権利 を侵す命令は誰にもなしえないことを理解してもらう
- 事例2 少数者が損をして多数者が得する決まりでいいの？
 - ルールを決めるのに、多数決は便利で合理性があるが、決を採る前に協議したり調整したりしなければ合理性は保たれない
 - 誰かに決めてもらえると思っていると、いつの間にか少数者の利益は損なわれる
 - 憲法違反の決まりを作らせないためには参加、発言

授業実施の感想

- 弁護士が教室に来るという効果
 - 注目度、関心の高さ「弁護士バッジのエピソード」
- 「憲法がないとどうなるか？」
 - 事例1が身近な設問であり、的確な思考を得てくれた
- 「民主主義」≠「多数決」
 - 多数決は、民主主義を実現するための手段であり、多数者支配を容認することは民主主義を損なうことに考えが至っていた
- アンケートより
 - 「初めて憲法と法律の違いについて考えた」
 - 「立場の違いで多数決が損をすることもある」
 - 「自分がいつ少数者になるかわからない、との言葉が印象的」

弁護士の法教育への取り組み

- 基本的な考え方
 - 法や司法制度の背景にある基本的な価値観(正義・公平等)やルールを理解し、これらを実生活で生かして問題を解決する能力を養う
- 法教育センター
 - 「出前授業」: 既存プログラム(憲法、ルール作り、刑事など)を用意し、弁護士を派遣
- 法教育研究会(年5~6回開催 福岡県弁護士会館)
 - 教師と弁護士が議論することで、より実践的な法教育を目指す